

議事日程(第3号)

令和5年9月28日 午前10時00分開議

- 日程第 1 認定第 1 号 令和4年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和4年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和4年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和4年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和4年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 令和4年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 令和4年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 令和4年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
(日程第1～日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第38号議案 令和5年度中間市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 第39号議案 令和5年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(日程第10・日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第40号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第12 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 第41号議案 中間市道路線の認定について
(日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 第8号 ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書
(日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第15 意見書案 全国一律最低賃金制度の導入と時給の引き上げを求める意見書
第9号 見書

(日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第16 意見書案 健康保険証の存続を求める意見書
第10号

(日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第17 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番 小林 信一君	2番 堀田 克也君
3番 田口 善大君	4番 蛙田 忠行君
5番 柴田 芳信君	6番 田口 澄雄君
7番 山本 慎悟君	8番 安田 明美君
9番 掛田るみ子君	10番 中尾 淳子君
11番 阿部伊知雄君	12番 大和 永治君
13番 柴田 広辞君	14番 下川 俊秀君
15番 井上 太一君	16番 中野 勝寛君

欠席議員 (0名)

欠 員 (0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	福田 浩君	副市長 ……………	田代 謙介君
教育長 ……………	蔵元 洋一君	総務部長 ……………	後藤 謙治君
保健福祉部長 ……	冷牟田 均君	市民部長 ……………	米満 孝智君
教育部長 ……………	北原 鉄也君	教育部参事 ………	森 秀輔君
環境上下水道部長 ……………			田中 秀一君
建設産業部長 ……	村上 智裕君	消防長 ……………	高野 智宏君
総務課長 ……………	井上 篤君	財政課長 ……………	持田 将一君
企画課長 ……………	芳賀麻里子君	市長公室長 ………	岩切 晶子君
介護保険課長 ……	友廣 慎也君	健康増進課長 ……	八汐 雄樹君

人権男女共同参画課長 石井 浩司君
建設課長 白石 和也君 上水道課長 伊藤 英彦君
下水道課長 松永 嘉伸君 消防本部次長 上本 聡君
予防課長 伊藤 裕之君

事務局出席職員職氏名

事務局長 佐伯 道雄君 書 記 志垣 憲一君
書 記 本田 裕貴君 書 記 山本 和美君

午前10時00分開議

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

日程第9. 認定第9号

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第1、認定第1号から日程第9、認定第9号までの令和4年度各会計決算認定9件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分及び認定第5号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、認定第1号、令和4年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、歳入歳出差引額は、11億5,217万9,042円の黒字決算となっております。まず、歳入に関しまして、地方交付税では、普通交付税と特別交付税を合わせた収入済額は55億3,634万6,000円で、前年度と比較して5,402万8,000円の減額となっており、地方交付税を補完しています臨時財政対策債の借入額は1億3,769万円で、前年度と比較して3億5,448万円の減額となっております。また、本市への寄附金の収入済額は5億6,902万3,000円で、前年度と比較して5億3,731万8,300円の減額となっております。

次に、歳出に関しましては、人件費では、病院事業閉鎖に伴う退職手当組合負担金の減額等により、前年度と比較して2億6,047万1,000円減額となっております。

公債費では、病院事業債に係る元利償還金について、想定企業会計へ繰出金として整理したことにより、前年度と比較して8,666万9,000円減額し、11億2,618万1,000円となっております。令和4年度末における普通会計の基金は、前年度から18億54万4,000円増額し、残高は64億2,532万6,000円となっております。また、地方債残高は、前年度から4億648万2,000円減少して、109億8,373万1,000円となっております。

主な財政指標でございますが、借換債の発行などにより、資金繰りの危険度を示す実質公債費比率は前年度から2.3ポイント改善の3.3%に、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率は、13.9%から皆減となっております。一方、財政構造の弾力化を示す経常収支比率は7.6ポイント悪化して91.1%となっております。

主な事業としては、議会費においては、インターネット配信サービスを利用して本会議や委員会の傍聴ができ、また、議事録を円滑に公開できるようにするための各種システムの構築委託料等に3,321万5,402円が支出されております。

総務費においては、ふるさと納税制度による寄附金収入が5億4,584万3,000円と前年度と比較して5億5,773万8,800円の大幅な減額となったことに伴い、ふるさと納税管理委託料は3億5,708万5,556円減額の2億9,841万2,864円となっております。

教育費においては、GIGAスクール構想に基づく小中学校への校内通信ネットワークの構築及び1人1台のタブレット端末等の活用と学習支援の充実を目的として、デジタル教科書及びフィルタリングソフトの導入、GIGAスクールサポーターの配置派遣等に1,129万962円が支出されております。また、校内での新型コロナウイルスへの感染を防止し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境の整備を行うため、スクールサポートスタッフ配置事業による学校消毒清掃員の委託料等に、小学校にあつては1,004万760円が、中学校にあつては335万4,115円がそれぞれ支出されております。

次に、認定第5号、令和4年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

令和4年度も新たな用地の取得はなく、収入支出とも生じておりませんでした。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、認定第1号及び認定第5号のいずれも全員賛成で原案どおり認定すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号、認定第3号、認定第6号及び認定第7号の各会計歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、認定第1号、令和4年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、市税収入が41億7,108万4,640円となり、前年度と比較しますと6,985万1,763円の増額となっております。また、市税徴収率につきましては、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリ決済での収納など納税機会の拡大にも努めており、前年度と変わらず97.4%となっております。

次に、歳出の主なものとして、民生費において、市民税均等割が非課税である世帯等に対して5万円を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、3億3,750万円が、低所得のひとり親世帯等に対して子ども1人当たり5万円を支給する低所得の子育て世帯生活支援特別給付金として7,260万円が、それぞれ支給されております。また、長期化するコロナ禍で物価高騰等の影響を特に受けている介護施設や障がい福祉施設等に対し、障がい福祉施設等事業継続支援緊急交付金が520万円交付されております。

また、衛生費においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年度に引き続き、希望する市民の皆様に対する新型コロナウイルスワクチン接種を実施し、新型コロナウイルスワクチン接種に関する委託料等として6,764万3,153円が支出されております。

討論において、「基金の積立では十分にあると考えるため、基金を福祉施策などに活用することを求めて、この決算について反対する。」との意見がありました。

次に、特別会計について申し上げます。

はじめに、認定第2号、令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は48億9,163万1,186円、また、歳出総額は55億4,367万6,543円で、差引額は6億5,204万5,357円の赤字となっておりますが、前年度繰上充用金7億6,381万4,632円を除く単年度決算については、1億1,176万9,275円の黒字決算となっております。

なお、黒字決算の要因は、歳入におきまして、療養費に充当する普通交付金の概算交付額が過大交付であること、また、歳出におきまして、福岡県に納付する国民健康保険事業費納付金が減額となっていることなどによるものです。

討論において、「黒字決算が続き、また、基金の積立状況から、法定外繰り入れができる財力はあると考えることから、厳しい経済環境下にある国民健康保険加入者に手当てを

行うなど、中間市全体の経済循環を考えた対応を求めて、この決算案には反対する。」との意見がありました。

次に、認定第3号、令和4年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は貸付金元利収入等309万8,830円、歳出総額は繰上充用金等3億2,399万2,554円で、差引額は3億2,089万3,724円の収入不足となっております。

討論において、「住宅新築資金等特別会計は、当初、同和対策予算で設置をされた特別会計だが、現在、法とともに同和対策事業は消滅している。現状と実態の乖離があることから、住宅新築資金等特別会計は廃止すべきであり、見直しを含めた検討を要望する。」との意見がありました。

次に、認定第6号、令和4年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保険事業勘定の歳入総額は52億3,438万8,334円、歳出総額は49億909万8,565円で、差引額3億2,528万9,769円の黒字となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金13億71万2,824円、支払基金交付金12億3,621万7,000円、また、介護保険料9億8,402万6,652円で、前年度と比べ、9,800万9,040円の減収となっております。

歳出の主なものは、保険給付費42億3,540万4,948円で、前年度と比べ、認定者数の減少に加えて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う介護サービス事業所の休業や利用控えのため、2.7%程度減少しております。また、介護サービス事業勘定の歳入総額は4,591万207円、歳出総額は3,414万1,297円で、差引額は1,176万8,910円の黒字となっております。

討論において、「介護保険開始当初の3,050円の標準保険料は、現在6,160円と2倍以上になっている。市民生活の質の向上と経済循環に資するため、基金等の財力を使って、介護保険料金の引下げと介護保険の質的改善を図ることを求めて、この決算について反対する。」との意見がありました。

次に、認定第7号、令和4年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。歳入総額は8億6,727万612円、歳出総額は8億5,000万5,608円で、差引額は1,726万5,004円の黒字となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料6億1,421万8,051円で、前年度と比べ、1,269万5,095円の増収となっております。歳出の主なものは、事務費及び徴収した保険料として、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金8億2,769万6,399円となっております。

討論において、「年齢で差別をする医療制度そのものに反対の立場であり、公的負担で

対応する制度設計に変えていくべきであると考えことから、この決算について反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、認定第1号、認定第2号、認定第6号及び認定第7号についてはいずれも賛成多数、認定第3号については全員賛成で原案どおり認定すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分並びに認定第4号、認定第8号及び認定第9号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、認定第1号、令和4年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入の主なものは、土木使用料として、市内11団地の公営住宅及び地域優良賃貸住宅の住宅使用料等が1億823万4,073円、土木費国庫補助金として、中鶴地区建替事業に伴う補助金が2億9,524万4,000円、道路・住宅等の社会資本整備交付金が9,894万8,000円、消防費石油交付金繰入金が378万5,049円となっております。

次に、歳出の主なものは、農林水産業費では、農業振興費において、物価高騰の影響を受けている農業者に対し、一律15万円の原油価格・物価高騰緊急対策支援金等に705万4,720円が、また、農地費において、下大隈地区の農業用水路改良工事に1,590万9,300円が支出されております。

商工費では、商工業振興費において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地域経済を活性化するため、30%のプレミアム付き商品券を販売するための経費、また、農林水産業費と同様、物価高騰の影響を大きく受けている業種の事業を営む事業者に対する支援として、一律15万円を支給するため、原油価格・物価高騰緊急対策支援金等に1億3,845万円が支出されております。

土木費では、道路維持費において、通谷地内グリーンベルト設置工事、長津三丁目地内ボックスカルバート補修工事等に298万6,500円が、道路新設改良費において、中尾・中間線舗装補修工事などに1億3,883万2,900円が、河川費において、岩瀬第1踏切付近仮排水管設置工事等に1,225万9,975円が、都市計画費において、垣生公園遊具更新事業に2,437万6,700円が、住宅建設改良費において、中鶴公営住宅新築工事及び深坂団地改修工事に6億4,951万9,900円が、地域優良賃貸住宅買取分割支払い分に1,391万9,194円が支出されております。

なお、道路新設改良費において、黒川歩道橋工事1工区の進捗に伴い3,339万6,100円が、また、都市計画費において、JR垣生駅改修工事の入札参加者がいなかったことに伴い478万9,000円が、令和5年度予算に繰り越されております。

消防費では、常備消防費において、新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止衣、救急活動用ヘルメット、消毒剤等の購入に544万8,000円が支出されております。

消防施設費において、長津二丁目地内耐震性防火水槽設置工事に、761万5,300円が、災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材並びに消防指揮車の購入に、3,131万3,700円が支出されております。

討論において、「消防本部所管の石油貯蔵施設立地対策等交付金及び基金繰入金について、白島備蓄基地が福智山断層の延長線上にあることや、気候温暖化・地球環境を考える上で撤去すべき設備であると思うため、消防本部所管については反対する。」との意見がありました。

次に、認定第4号、令和4年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入の主なものは、下水道使用料の滞納繰越分が72万3,802円、前年度繰越金の98万9,725円となっております。

歳出の主なものは、前年度下水道使用料収入に対する消費税に係る公課費として23万6,300円が支出されております。

なお、令和4年度決算においては、150万1,440円の黒字となっており、令和5年度に繰り越されております。

次に、認定第8号、令和4年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について申し上げます。

まず、利益の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金941万8,124円を全額繰り越すものとなっております。

次に、決算につきまして、収益的収入の主なものといたしまして、下水道使用料が4億4,666万5,043円で、一般会計からの繰入金4億6,847万6,000円となっております。

収益的支出の主なものとして、福岡県下水道浄化センターでの下水処理に対する負担金として3億1,982万5,638円となっており、令和3年度より約1,900万円増えています。これは、公共下水道の普及を進めたことにより、水洗化戸数及び有収水量が増加したためでございます。

なお、収益的収支では、300万2,926円の純利益となっております。

次に、資本的収入の主なものとして、建設改良企業債が3億3,530万円、国庫補助金が1億5,754万4,000円、下水道受益者負担金が3,084万700円となっております。

また、資本的支出の主なものとして、資産の取得又は改良に要する建設改良費が4億8,358万1,158円、遠賀川下流流域下水道処理施設の建設のための負担金が4,030万1,326円、過去の借入金の企業債償還金が6,047万4,578円支出されております。

なお、資本的収支では、3億6,490万7,887円の不足が生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填されております。

水洗化状況につきましては、令和4年度の水洗化戸数が1万6,290戸で、令和3年度より93戸増加し、水洗化率は91.1%で、令和3年度より0.8ポイント上昇しております。また、有収水量は295万3,266立方メートルで、令和3年度より5.9%上昇しております。

次に、認定第9号、令和4年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について申し上げます。

まず、利益の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金7億170万9,802円のうち、建設改良積立金へ5,000万円が積み立てられ、令和4年度までに補填財源として取り崩した積立金5億2,740万3,546円が資本金に組み入れられたことにより、残余1億2,430万6,256円が繰り越されております。

次に、決算におきまして、収益的収入の主なものは、給水使用料等が6億8,935万1,012円、中間市及び遠賀町からの下水道使用料の徴収事務委託金が2,939万1,239円、水道料金減免に対する市からの負担金が1億2,183万7,826円となっております。

収益的支出の主なものは、営業費用において、浄水場運転監視業務委託料等に4,727万9,565円が、浄水汚泥運搬、機器修繕工事等に2,520万8,000円が、配水管漏水修繕工事に3,706万1,000円が支出されております。

なお、収益的収支では、4,070万2,188円の純利益となっております。

また、資本的収支では4億6,490万5,144円の不足が生じておりますが、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填されております。給水状況につきましては、給水戸数は2万9,068戸で、前年度より79戸の増加となっております。

討論において、「浄水場運転監視業務委託が続いているが、水道事業については市民の命に関わる公共性の高い業務であるため、設備改修・更新や、職員の技術力の継承も含めて重要な時期に来ており、直轄に戻すべきと考えるため反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました認定4件の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、認定第1号及び認定第9号については賛成多数、認定第4号及び認定第8号については全員賛成であり、認定第1号及び認定第4号については原案どおり認定すべき、認定第8号及び認定第9号については原案どおり可決及び認

定すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員（田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。認定第1号、令和4年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

基金の貯め込みがあまりにも多すぎます。令和元年度に1億3,000万円だった財政調整基金が44億7,000万円、令和4年度だけで15億6,000万円の追加です。その他の基金も含めると18億円の新たなため込みとなります。また、収入から支出を差し引いた額の実質収支は約11億円で、これは基金には積み立てられていない別の余力です。基金積立と合わせると、単年度で30億円もの余力があることとなります。基金取り崩しの最大の要因だった地方債も、平成22年度の将来負担比率143.9%が、令和3年度年度13.9%まで下がり、次に、令和4年度の決算では「皆減」という表記に変わりました。つまり、今ある財源で手当てをすれば、中間市の借金は全額返済できることから、実質的には借金なしと同じだということです。同じような経済環境のお隣の北九州市が、令和2年度で、市民一人当たり72万7,000円の借金残があり、将来負担比率が161.6%であるのに比べると、中間市の財政状況は飛び抜けて良好です。しかし、これは決して手放して礼賛できる状況ではありません。市は盛んに将来の不安を言い立て、こうした積立を合理化しようとしませんが、将来のためにもこれ以上、今の市民生活にかかわる予算を減らすべきではないというふうに思います。もっと市民生活に寄り添った財政運営を心掛けるべきだと思います。

さて、個人の権利侵害につながる個人番号制度の推進のための予算が目立ちます。民間企業にデータを明け渡し、最終的には職員の半減を狙うデジタル田園国家都市構想に基づく、こうした施策の推進には反対をいたします。

次に、職員のやる気を失わせ、職員同士の連帯の阻害になる人事評価制度の中止を求めます。今、かなりの数の職員がストレスを原因とする病気により、休職を余儀なくされています。職員が生き生きと活動できる職場こそ、市民本位の行政運営の前提です。競争より協働できる職場の構築を求めて、人事評価制度の中止を求めます。

また、全国的にも近隣でも、給食調理員の人手不足が問題となっています。全面委託の

ホーユーの問題は象徴的です。安定した運営と質の向上のためにも、学校給食の直営への復帰を求めます。

白島の石油貯蔵施設立地対策交付金として、337万3,000円を受け取り、消防指揮車購入事業に充当されていますが、この基地は、地震の危険性のレベルアップした福智山断層の延長線上にあり、万が一、電力供給が途絶えると大爆発を起こし、東シナ海まで火の海に化す、そうした危険極まりない建造物です。また、昨今の気候温暖化、地球環境を考えても、これは撤去すべき設備であります。必要な消防機材については、市の予算から手当てすべきです。以上により、この決算認定については、反対をいたします。

次に、認定第2号、令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

中間市の国保は、かつては、平成26年度で12億5,000万円の累積赤字がありましたが、今回の決算では、約半分の6億5,000万円まで減っています。一貫した黒字決算の中で減り続けたものですが、近隣で実施をされている法定外繰り入れは、5、6年前に2年間実施をされただけで、平成29年度からは1円も入れられていません。この間、賃金・年金は減り、物価は上がり続ける中で、国民健康保険税の負担は確実に引き上げられてきました。市民生活の中でも、とりわけ低所得者が多く、年金生活者や失業者を多く抱える国民健康保険加入者は、厳しい経済状況下にあります。市が、そこに手当てをすることによって、中間市の経済的底上げと、それによる経済循環環境を大きく改善する効果があります。中間市全体の経済循環を考えた対応を求めます。特に一般会計の基金のため込みの激しい現状からするならば、改善の財力は十分にあります。国保への法定外繰り入れによって、税負担の軽減化を求めます。以上により、この決算認定については、反対をいたします。

次に、認定第6号、令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

開始当初、3,050円の標準保険料が、令和3年度からの3年間、8期になりますけれども、月あたり6,160円、実にこの20年間で2倍以上となっています。しかも、その間、賃金・年金は下がり続けた中でです。その一方で、今期の内でも、経過済みの令和3年度と4年度の2年間で見ますと、基金の新たな積立てが2億9,100万円、年度の繰越分が、今回の補正での1億3,600万円の返還分を差し引いても、約2億円の繰越しです。そうしますと、この2年間で、4億9,400万円の黒字となっています。今、月当たりの保険料一人1,000円引き下げるのに必要な原資は、総額で年間1億8,000万円ほどです。基金に、令和3年度と4年度で3億円ほどため込んでいますが、この基金の取り崩しをしなくても、翌年度への繰越分だけで十分できる金額であります。現在、令和6年度から令和8年度までの3年間の9期分の保険料の審議がなされていると思えますけれども、この決算の結果も含めて、最低でも月1,000円の保険料の引き下げは十

分可能です。また、中間市では、介護保険料の減免制度はありますけれども、給付費の減免制度がありません。こうした基金等の余力財源は、そうした介護保険の上乗せや横出しのサービスという質的改善のために使うべきです。また、黒字の一般財源の活用も重要です。そのことが市民生活を応援し、市内の財政的好循環につながり、人口の増加にもつながると思います。以上のことから、市財政の積立てに終始をしている今回の決算認定については、反対をいたします。

次に、認定第7号、令和4年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

年齢で差別化を図る、このような医療制度には反対であります。しかも、昨年10月からは、一定の収入のある個人と世帯には、医療費の1割から2割への負担増がなされました。高齢者は少ない年金の中で、高い医療費負担を余儀なくされています。また、来年度は介護保険と後期高齢者医療保険料が同時に見直される年度となっています。高齢化の中で、医療に社会的負担がかかるのは当たり前の話です。自己責任ではなく、公的責任の推進への制度設計に変えるべきです。よって、この決算認定についても反対をいたします。

最後になりますけれども、認定第9号、令和4年度中間市水道事業会計事業利益の処分及び決算認定について、反対意見を申し述べます。

水道事業は、市民の命にかかわる大変公共性の高い業務です。浄水場運転監視業務委託が続き、設備改修更新も含めて、職員の技術力の継承も含め重要な時期にきていると思います。現在、委託事業にかかわっておられる方も含めて、とても専門性の高い職種です。その方々の採用も含めて、直営化すべきだと考えます。以上により、本決算認定については反対といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。掛田るみ子議員。

○議員（掛田るみ子君）

認定第1号、令和4年度一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

令和4年度は、前年12月に副市長が辞職し、不在の中での予算編成と執行という前代未聞の年でした。また、当年12月には、教育長も辞職されました。学校再編の最中での不在となり、福田市政の大切な牽引役を失ってしまった厳しい1年でありました。

しかしながら、職員が一丸となり、この難局を乗り越えてくださいました。その結果、令和4年度決算の経常収支比率は7.6ポイント悪化したものの、基金は、当初の見込みを大きく上回り、前年の46億円から64億円と18億円増額し、中間市制開始以来の最高額を更新することができました。また、将来負担比率は、前年の13.9%から初めて皆減となりました。これは、基金の増加で、地方債返済の心配がない状態を示しています。

振り返れば、令和元年、財政調整基金が1億3,000万円にまで減少し、財政運営が立ち行かない危機的な状況でありました。それから僅か3年で、ここまで回復ができました

たのは、福田市長はもとより、前任の白尾副市長、片平教育長のお力も大きかったことと思います。現、田代副市長、蔵元教育長も執行部として大きな役割を果たしていただきました。ここに、福田市長をはじめ職員の皆様に心より感謝申し上げます。

人口減少、少子高齢化、学校再編、老朽化した施設の更新など、課題は山積しておりますが、中間市民の生活を守るために、より一層力を発揮していただきますことを切に願い、令和4年度決算認定の賛成討論を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、認定第1号から認定第9号までの令和4年度各会計決算認定9件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、認定第1号、令和4年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号、令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号、令和4年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。
次に、認定第4号、令和4年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定されました。
次に、認定第5号、令和4年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定されました。
次に、認定第6号、令和4年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号、令和4年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号、令和4年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は原案可決及び認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり原案可決及び認定されました。

次に、認定第9号、令和4年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決及び認定すべきであるとするものであります。本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり原案可決及び認定されました。

日程第10. 第38号議案

日程第11. 第39号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第10、第38号議案及び日程第11、第39号議案の補正予算2件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長(堀田 克也君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算(第6号)のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、今回の補正予算の歳入の主なものとして、地方交付税におきまして、普通交付税が決定したことから3,378万7,000円の減額、寄附金におきまして、企業版ふるさと納税の寄附申出をいただいたことから、200万円が計上されています。市債におきましては、発行可能額の決定に伴い、臨時財政対策債が1,385万5,000円減額されています。

次に、歳出の主なものとして、総務費におきましては、企業版ふるさと納税による寄附金を活用して実施する、ふるさとなかま遠賀川かわまちづくり事業委託料に180万7,000円が、地方創生等の行政課題の解決に向けて、地域活性化起業人制度を活用し、民間企業から2人の人材の派遣を受けるための負担金に280万円がそれぞれ計上される一方、財源調整のため財政調整基金積立金が1,436万2,000円減額されております。

教育費におきましては、小中学校の教員の業務負担軽減のため、支援業務を行う会計年度任用職員に係る経費として、小学校費に202万5,000円、中学校費に135万1,000円がそれぞれ追加計上されております。また、体育文化センターにおきまして、本年度の消防設備点検で指摘された不具合を修繕するための経費に275万円が計上されております。

以上により、歳入歳出それぞれ278万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ186億9,080万2,000円とするものです。

また、債務負担行為の補正といたしましては、議会費におきまして、議員の委員会活動においても使用できることを目的に、老朽化した公用車を更新するための議員公務活動用公用車賃借料が、総務費におきまして、場合により庁内においてシェアすることも視野にいれ、老朽化した公用車を更新するための市長等公務活動用公用車賃借料が、それぞれ536万6,000円追加計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第38号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分及び第39号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、第38号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。歳入については、市税におきまして、新規事業所の開設や設備投資等により償却資産の評価額が増額となったことに伴い、固定資産税が4,500万円増額されております。また、国庫支出金におきまして、生活保護適正実施推進事業費補助金125万2,000円が計上されております。

次に、歳出については、民生費におきましては、基準改定に伴う生活保護システムの改修費用等に283万6,000円が計上されております。

討論において、「システム標準化は、国が地方自治行政を一元的に管理・運営するためのものであり、個人情報流出等が危惧されることから、システムの標準化には反対の立場であるため、そのことを含むこの補正予算について反対する。」との意見がありました。

次に、第39号議案、令和5年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。保険事業勘定の歳入については、歳出補正に伴う財源調整として、前年度繰越金1億3,669万6,000円が計上されています。

次に、歳出については、令和4年度事業における介護給付費などの確定に伴う国及び県の返還金が1億1,671万9,000円、支払基金負担金返還金が1,608万9,000円、地域支援事業費の確定に伴う国及び県の返還金が293万9,000円、支払基金返還金が94万9,000円それぞれ計上されています。

以上により、歳入歳出それぞれ1億3,722万4,000円が追加され、介護保険サービス事業勘定を加えた予算総額は、歳入歳出それぞれ54億6,239万8,000円となっております。

討論において、「第38号議案と同様、システム標準化は、国の地方自治の一元管理を進め、公務員の削減等、地方自治には厳しい動きであると考えため、そのことを含むこの補正予算について反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第38号議案及び第39号議案はいずれも賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算（第6号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳入につきましては、県補助金において、福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金として33万9,000円が計上されております。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費では、世界遺産駐車場の看板設置工事費に19万3,000円が計上されております。

農林水産業費では、歳入にもありました女性認定農業者の育成支援を図るための助成金として33万9,000円が、また、老朽化によるかんがい用水パイプの破裂や農業水路の陥没など緊急性の高い修繕工事が多く発生し、予算不足となったため、修繕料に194万1,000円が計上されております。

商工費では、地域交流センターの駐車場のラインを引き直すための原材料費として15万円が計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第38号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員(田口 澄雄君)

日本共産党の田口澄雄です。

第38号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算(第6号)について、反対意見を申し述べます。

生活保護システム標準化準備作業委託料として、33万円が計上されています。従来、こうした公的電算システムの改修等には、国庫補助金が歳入として挙げられていましたが、今回は雑入扱いです。これは、2021年9月に発足し、内閣に設置されたデジタル庁がJ-LISを通して行う業務のためだそうであります。地方自治体が独自で行う行政内容に対して、国が一元的に管理運用するためのものです。民間IT企業等の社員が3分の1を占め、しかも、非常勤であるため、情報の民間流失も懸念されます。もともと官民一体のこうした行政運営は、財界からの要望で始められたものです。個人情報への流失による被害やプライバシーの侵害とともに、社会保障の給付の削減や新たな税負担等が危惧されます。そうした結果、公務員の半減も目標として挙げられています。まさに公務労働と地方自治の自殺行為です。こうしたマイナンバーの強制適用に始まる標準化による国の行政の一元管理については、反対をいたします。

次に、第39号議案、令和5年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、反対意見を申し述べます。

先ほどの一般会計補正予算の生活保護と同じく、デジタル基盤改革支援補助金が挙げられています。20にも及ぶ対象業務の一つであります。国のデジタル庁による情報システムの一元管理のためのものです。内容については、先ほどと同じ理由ですので省略いたしますけれども、以上のことから反対をいたします。

○議長(中野 勝寛君)

ほかに討論ありませんか。蛙田議員。

○議員(4番 蛙田 忠行君)

日本維新の会の蛙田でございます。

第38号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算(第6号)の賛成の立場という前提で、若干ご意見がありますので、披瀝をいたしたいと思っております。

第38号議案に関する市民厚生委員会の審査の場でも、執行部側の皆さんにもご説明をいただきましたけれども、介護保険課事務に関するお尋ねを少し、再度この本会議の討論の場で——お尋ねと言いましても、あくまでも討論ですので、答弁を求めておりませんか

ら、お尋ねをいたします。

案件は、「なかまのなかま基金」という民間の地域団体の、いわゆる地域活動を支援する寄附とか、そういったものをしっかり基金で管理をし、運営していこうじゃないかということで、今、中間市のホームページにも掲載がされております。私も詳細は、十分確認をさせていただきました。そのことに関連して、この「なかまのなかま基金」の設置主体というのがございまして、通谷三区自治会青空市場協議会というのが、この「なかまのなかま基金」の設置運営主体になっておられます。これ、設置主体はここですけれども、基金そのものは「なかまのなかま基金」という基金名で基金が設置されておまして、この基金を設置するに当たっての規約もございまして、これも詳細を確認させていただきました。

この基金の構成員というのは、代表、副代表、事務局代表という3名の方によって、基金が構成されておられます。そこで、この基金の構成員の皆さん、いわゆる主体的な運営をされる方々に、市がどういう関わりでやっておられるのかということ为先だっけの市民厚生委員会でもお尋ねしました。その際に、基金規約の第4条に「アドバイザーを置く」と書いてあります。アドバイザーを置く。しかしこれ、「市のアドバイザーを置く」とは書いてないんですよ、どこにも。あくまでも基金規約の中には、「アドバイザーを置く」とだけしか書いておりません。「中間市がアドバイザーを置く」とは書いてないんですね。そのことを踏まえて、この基金の、いわゆるお金ですよ、お金の管理運営に関して、様々なお話をいただきまして、先ほど申し上げましたように、さきの市民厚生委員会でお尋ねをいたしましたし、それから詳細については、所管部のほうからも説明を求めて確認をしたことがあります。

この基金規約をベースに、どうも中間市の生活支援コーディネーターという方が、この基金のアドバイザーとしてかかわっておられるとの報告を受けました。先ほど申し上げましたように、基金規約にはアドバイザーを置くと書いてはいるけれども、中間市の職員がアドバイザーになるとはどこにも書いてないんですね。基金の作成者は、恐らく基金の構成員の方々が作られたんでしょう。そういう内容なんです。ところが、そうであるにもかかわらず、地域コーディネーターと言われる方がアドバイザーとしてかかわっておられるようです、ではなくで、かかわっておられます。

そこで、私はご意見として、少し述べさせていただきますけれども、要は公がかかわることの意味というのは、それなりにおありなんですよ。公がかかわることの意味。強いて言えばですね、公が関わることの意味があるとすれば、いわゆるそのコーディネーターという方がアドバイザーとして役割を果たすのは、一定程度あり得ることなんですよ。

しかしながら、どうもその基金のお金に関して、具体的に申し上げますと、現状で6万5,000円の寄附がおありになったと、これまでに。ところが、寄附がおありになった6万5,000円のお金は、当然通帳に預金として入れられてますね。その通帳、印鑑を中間市の介護保険課の金庫の中で保管をしてあるそうです。私はね、管理の仕方の問題よ

りも、いろんな管理の仕方があるんでしょう。公が、例えばアドバイザーとしてかかわって、公がアドバイスをしていくということは、これは一定程度必要性は、当然先ほど申し上げたようにあると思いますけれども、公がお金を、通帳や印鑑までをですね、お金を管理するということは適正かどうか。ここ、市の主要幹部の方々おられます。当然、今までの職務上の規則、強いて言えば、中間市の事務分掌条例、職務規程、その他いろいろありますよ。そういった中にも、そういった文言は一つもありません。

例えば、一例で言えばですね。例えば自治会が、弱小の小さい自治会があったとしますね。ところが、どうもそこに人がなかなかいないので、自治会のお金の管理運営がなかなかできないよと。だから、市の所管の担当の部署でそれをやってくれませんかと、お話がたとえあったとしてもですね、これ絶対やりませんよね。やっちゃいかんことでしょう。民間のお金をそんな自治会と言えども管理する、それはあっては絶対ならないことです。それは職務の逸脱行為です。それとほぼ基本的には変わらないことが、今ここで行われている。中間市で行われている。このことをですね、先だって来の委員会での質疑の中でも、それから質疑の後の説明の中でも申し上げてきました。多少なりとも説明をいただきましたけれども、どうも私は、その説明が釈然といたしておりません。

そこでですね、これ行政監査の対象になりますんで、地方自治法施行令第140条の6にこういう決まりがあります。「地方自治法第199条第2項の規定による監査の実施に当たっては、同条第3項の規定によるほか、同条第2項に規定する事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかどうかについて、適時に監査を行わなければならない。」と、こういう地方自治法施行令、地方自治法に基づいた施行、いわゆる政令ですよ。こういう規則が書いております。

今回のこの基金の額に関係なく、民間のお金を堂々と市が市の金庫で管理をし保管をし、そして、なおかつ管理保管等をですね、いわゆるアドバイザーの方がやっておられるという、そして、なおかつそれを保健福祉部含めて、全体を含めて、暗黙の了解という形で、これまでやられてきたというこの事実について、私は今後しっかり正していかなきゃならんと思っております。

よって、本日の討論の場で、今後ですね、この状況について、しっかり市のほうで適宜適切な対応がなされていかなければ、行政監査の対象にお願いを持っていくこともあり得るということを踏まえて、討論といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これに討論を終結いたします。

これより、第38号議案及び第39号議案の補正予算2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第38号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案、令和5年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 第40号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第12、第40号議案、中間市火災予防条例の一部を改正する条例を議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第40号議案、中間市火災予防条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、火災予防に係る条例制定の基準を定める総務省令が本年5月31日に改正されたことによるものであります。

条例改正の内容といたしましては、総務省令に定める蓄電池設備の基準について、基準に関すること、また、固体燃料を用いた各設備の離隔距離に関することについて見直しを行うもので、一般に用いられる蓄電池設備をあらゆる単位を「アンペア・アワー・セル」から「キロワット」を用いて区分することに変更すること、また、蓄電池容量が20キロワット時以下のもので、出火防止措置を講ずるものについて、消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととされております。

さらに、固体燃料を用いた各設備の離隔距離では、厨房設備の離隔距離について定める

対象火気省令別表第1に準じて、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離が定められております。

なお、条例の施行日につきましては、令和6年1月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第40号議案、中間市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第40号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13. 第41号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第13、第41号議案、中間市道路線の認定についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第41号議案、中間市道路線の認定について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回、認定される路線は、小田ヶ浦33号線の1路線であります。この路線につきましては、中尾三丁目地内の開発行為に伴い、中間市が道路用地の帰属を受けたことにより、当該道路を市道として認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、平均幅員6.55メートル、実延長44.57メートルでございます。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第41号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第41号議案、中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第41号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14. 意見書案第8号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第14、意見書案第8号、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

公明党会派を代表し、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書案の趣旨説明を行います。

脳や脊髄は膜で包まれており、くも膜と硬膜の間に脳脊髄液が流れています。脳脊髄液漏出症（減少症）は、交通事故やスポーツなど体に強い衝撃を受けたことが原因となり発症し、脳脊髄液が漏れ出すことで、神経が刺激を受け、頭痛や目まいなどの症状が引き起こされる疾患です。ブラッドパッチ療法のブラッドは血液のことで、髄液が漏れないよう注入した自分の血液の凝固によって硬膜を塞ぐ治療法です。例えば、自転車のパンク修理のようなイメージでしょうか。この治療法は、平成28年4月より保険適用になりました。しかしながら、保険適用の要件である「起立性頭痛を有する」という条件に該当しな

い患者もいること、漏出部分が1か所とは限らず、頸椎や胸椎などで安全に行うためには、X線透視で部位を確認しながらの治療が必要であるものの、診療報酬には反映されていないなどの課題があります。

よって、政府に次の2項目を求めるものです。1つ、脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として、「本疾患では、起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。1つ、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう診療上の評価を改定すること。

以上、議員の皆様のご賛同をお願いし、趣旨説明を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。蛙田議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

意見書案第8号、ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価を求める意見書について、基本的に賛成という立場で質問をさせていただきます。その質問の理由と申し上げますと、正直言って、今回、議案としてこの意見書が上程されてから、私もかなりこの議案の意見書の中身について学習をしてみました。公的医療による国民医療の増進というのは、これはもう政府であり、地方であっても、大きなやっぱり課題として、医療の増進という大きな課題であって、当然その役割は、我々も一定程度果たしていかなきゃならんと考えておりますので、そういう立場で、今回のこの意見書について、特に今回に限ってだけではないんですけれども、よく拝見をさせていただきました。なぜかと申しますと、極めて専門的なことが意見書として挙がっておられます。私は、医療関係者でもなければ、医療の全く知識がほぼほぼない状況の中で、このブラッドパッチ療法というのは大体どんなものなのかなということ、いろいろ確かめてみました。ある程度確認をできたこともあります。ただ先ほどの掛田議員の提案理由の中でも、この詳細、少し説明いただきましたけれども、4点ほどちょっとご質問したいんで、お答え願えればと思っております。ただ反論的な質問ではありませんので、それだけにご承知の上でお願いをいたします。

まず、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の皆さんの中には、保険適用J007-IIの要件というのがあります。これね、ちょっと分かりにくいんですよ。まず、この保険適用J007-IIの要件とはどういうものなのか、ちょっとお答え願いたいというのが、まず1点目。

2点目はですね、そのことに関連して、先ほど提案理由の説明でもありましたけれども、起立性頭痛を有する患者に係るものという絡みの中で、医療の現場で混乱が生じているというご説明がありました。先ほどの第1点目の問いとあわせて、現場の混乱というのは、どんな混乱が起きているんですかと、現場の混乱というのは。実質、今回のこのブラッド

パッチ療法に関して言えば、実質医療の現場でどんな混乱が起きているのか、ぜひご説明を願えればと思っております。

3点目はですね、診療上の評価がされていない現状があるというご説明が先ほどの提案の中でもありました。項目1の中に、いわゆる下記の中に「ブラッドパッチ療法の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること」という意見書の中身、内容があります。診療上の評価がされていない現状があるというのも含めて、これも3点目に、ぜひこのご説明をいただければと思っております。

4点目です。あわせて、「脳脊髄液漏出症の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け」、私は、このこともちょっと調べてみましたけれども、なかなかその公的な研究というのは、資料データとして出てこないんで、こういう公的な研究をする機関とか、そういう組織なるものがあるのかなど。公的な研究とはどういう研究がなされてこられたのか、これまでですね。少なくとも今回のこの意見書に書かれておられるブラッドパッチ療法に関して、公的な研究というのはどういう研究がなされてこられたのか。

以上4点、当然、意見書をこういった形でより詳しく提案理由の中で述べられておりますので、ぜひ述べられた提案書の中身について、説明をいただければと思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。よろしいですか。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ただいまの蛙田議員の質疑に対して、回答したいと思います。

まず第1点目、このJ007-II硬膜外血腫注入のことですけれども、確かにちょっと分かりづらいと思いますが、医療診療報酬点数表区分番号というものになります。Jは処置を表します。J007硬膜外血腫注入はですね、800点になります。一応ちょっと読ませていただきます。「1、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。2、硬膜外自家血注入に伴って行われた採血及び穿刺等の費用は、所定点数に含まれるものとする。」この通知のところですね、「硬膜外自家血注入は、起立性頭痛を有する患者に係るものであって、関係学会の定める脳脊髄液漏出症診療指針に基づき、脳脊髄液漏出症として「確実」又は「確定」と診断されたものに対して実施した場合に限り算定できる。なお、診療報酬請求に当たっては、診療報酬明細書に当該指針に規定する画像診断基準を満たすことを示す画像所見、撮影日、撮影医療機関の名称等の症状詳記を添付すること。」ということで、この条件に、一応、起立性頭痛をということが書いておるといことでございます。

現場の混乱ですけれども、ある先生の資料によりますと、X線透視下で硬膜外自家血注入

をする場合、現在のJ007-IIは、診療台のベッドで腰椎の穿刺をすることを想定している点数になっております。しかしながら、頸部とか胸部にする場合は、うつ伏せにして造影剤を投与し、X線透視下で行ったりとか、患者によっては、静脈麻酔が必要になることもあって、材料費だけでも8,000円から2万円の持ち出しになるというような例が出ておりました。そういったことで、なかなか先生たちが専門的に、この治療をしたがる先生が出てこないというような問題があるようです。それが、現場の混乱になるかと思えます。

あともう1点が、診療上の評価ですね。診療上の評価ですけども、例えば似たようなやっぱり穿刺をする場合、頸椎とか腰部に穿刺をするものとして、皆様をご存じのような硬膜外麻酔っていうのがありますけども、それは処置のところではなく、L002になっておまして、麻酔という形になっておまして、そこは腰部と頸椎部で点数が分かれております。例えば、頸椎部の場合は1,500点、腰部は800点ということで、先ほども申しましたように、診療台のベッドでの穿刺を想定した点数になっているもので、実際の患者に合わせた治療をすることに関しての点数が反映されていないということでございます。

公的機関の報告に関してですけども、これに関しては私も詳細は調べておりませんが、この画像判断基準とか様々な、それを決めておるところが——意見書ですね、関連8学会というものがございます。日本脳神経外科学会、日本神経学会、日本整形外科学会、日本頭痛学会、日本脳神経外傷学会、日本脊髄外科学会、日本脊椎脊髄病学会、日本脊髄障害医学会とちょっと難しい名称ですけども、こういったところが保険適用をするに当たって、2012年6月から2013年12月まで、国の先進医療に認められたことによってブラッドパッチの治験をしております。それが527件ありまして、有効であったのが432件ということで、有効率が82%と高いということで保険適用になったということでございます。明確ではございませんけど、こういったところの機関が協力して研究をされているのではないかというふうに推測いたします。明確なことは、またご回答したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田議員、よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第8号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案第8号、ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 意見書案第9号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第15、意見書案第9号、全国一律最低賃金制度の導入と時給の引き上げを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄議員。

○議員(6番 田口 澄雄君)

意見書案第9号、全国一律最低賃金制度の導入と時給の引き上げを求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

我が国のGDP(国内総生産)は、空白の30年と言われるように、他国に例を見ない低成長下のなかで、一貫して落ち込んでいます。政府はトリクルダウンの掛け声で、大企業や大金持ちが潤えば、やがて国民にもその成果物がダムの水の様に分配され、全体が裕福になるような説明をしてきましたが、実際には、貧富の格差の拡大だけが進行しました。

また、資本金10億円以上の一部の大企業は、511兆円にも及ぶ内部留保をため込む一方で、国民生活や中小零細企業は、疲弊しきって倒産や廃業のさなかにあります。トリクルダウンは完全に誤りであることが、明白となりました。また、働く人々の賃金を引き上げて、全体として経済力の引き上げを図る手法としては、最低賃金制の活用がありますが、我が国は47の県単位に分けられた地域別最低賃金制を実施しています。国際的には全国一律が主流であり、地域別の中でも47に分けたこうした区分は異常であります。全体をさらにABCの3区分で運用をしてまいりましたが、経済専門家の調べによりますと、そこにも問題があります。

全労連と大学教授の連携での最低生計費調査では、一番生計費の高いのはCランクの大分県で、高いとされていたAランクの東京都より上位にあることが判明いたしました。

また、全体を俯瞰しますと、国内のどの地域で暮らそうと、あまり生計費の差のないことも特徴です。日本全国ほぼ横並びの生計費だというのが日本の実態であります。そのために賃金の低い地域から高い地域への人口流失が、今大問題となっています。また、最低賃金があまりに低すぎるために、労働者の海外流失も顕著となっています。それでも、中小零細企業としては、単純に高めの設定ができない事情もあります。支払い能力の問題があります。

政府の政策として、大企業や大金持ちに応分の負担を求める中で、中小零細企業への財政支援も同時にやるべきです。そうした形の全国一律の最低賃金制度の導入を求め、提案といたします。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第9号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第9号、全国一律最低賃金制度の導入と時給の引き上げを求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 意見書案第10号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第16、意見書案第10号、健康保険証の存続を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第10号、健康保険証の存続を求める意見書案について趣旨説明を行います。

令和5年8月21日付けで中間市議会議長宛の陳情書が福岡県保険医協会から送付されてきました。福岡県保険医協会とは、保険医の経営と生活を守ること、さらに保険医の充実・向上を図ることを目的として昭和42年に設立され、現在2,450名の会員を持つ組織であります。

政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決・成立させました。しかし、誤登録や情報漏えい、「資格無効」と表示される等、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。

中間市におきましても、6月議会で明らかになったように、トラブルが発生しています。また、全国的には誤登録や情報漏えい、「資格無効」と表示される等、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。

福岡県保険医協会が実施したアンケート調査（回答446件）では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関349件のうち、215件（63%）が何らかのトラブルを経験しています。トラブルの内容として、保険者情報が正しく反映されていなかった151件、他人の情報が紐づけされていたケースが5件ありました。誤った紐づけによる投薬・診療情報の取り違えは、重大な医療事故につながりかねません。普通であれば見逃してしまいそうなほど小さな変化について、医療情報を他人が閲覧できる状態になっていたことは重大な問題であります。

また、保険資格が確認できず、窓口で10割負担となったケースが14件あり、経済的理由により受診が困難となることも懸念されます。

いつでも、どこでも、誰でも安心して医療を受けられるよう健康保険証の廃止は行わず、現在の保険証の存続を求めます。以上の理由から、健康保険証の存続を求めるものです。強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員の皆さん方の賛同をお願いいたしまして、私の趣旨説明を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第10号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第10号、健康保険証の存続を求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第17、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、田口善大君及び柴田広辞君を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上をもちまして、令和5年第4回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 田 口 善 大

議 員 柴 田 広 辞